

再生医療の実現化プロジェクトへの対応について（参考資料）

厚生労働省

1. ミレニアム・プロジェクトにおける再生医療分野の取り組みに関する連携について

(回答)

平成12年度に開始されたミレニアム・プロジェクトの再生医療分野では、骨・軟骨、血管、神経、皮膚・角膜、血液・骨髄、移植技術・品質確保の6分野を設定し、新たな治療技術の開発と臨床応用を目指した研究(例:培養骨膜細胞シートの臨床応用)が推進されてきたところであり、今後は新たな治療技術に関する適正な評価方法の開発、臨床応用が近い治療法に対する安全性に配慮した適切な実用化プロセスの開発等を進める予定である。

厚生労働省における再生医療の取り組みは臨床に近い研究であることから、文部科学省のプロジェクトで得られた基礎的な知見が活用されるものと認識しており、今後とも成果を相互に活用できる有機的な連携方策について検討してまいりたい。

2. 研究用幹細胞バンク事業との連携について

(回答)

公的臍帯血バンクは本来、造血幹細胞移植の安定した実施のために厚生労働省の支援を受け運営されているものである。研究用幹細胞バンクは、移植に用いることの出来なかった臍帯血を再生医療研究に有効活用することで、当該分野の研究の発展に大きく貢献するものと考えられるため、従前から実施されている造血幹細胞移植に支障を及ぼすことの無いよう十分な配慮の下に整備されることが適当と認識している。

そのためこれまでも文部科学省と十分な協議を重ねてきたところであり、今後も両省において、バンク事業の進展に合わせ進捗を見守ってまいりたい。